

◇吉野久君

○議長（伊藤福章君） 次に、16番、吉野久君の一般質問を許可いたします。16番、吉野久君、登壇願います。

（16番 吉野久君 登壇）

○16番（吉野久君）おはようございます。一般質問に入ります前に、議長、済みません。資料の配付の方をお願いします。

○議長（伊藤福章君） 許可します。

○16番（吉野久君） それでは、景気浮揚対策と工業振興、商業振興について一般質問いたします。

まず初めに、景気浮揚対策についてお伺いいたします。

5月16日、与謝野馨経済財政担当相は、景気の基調判断を「回復している」とした月例経済報告を関係閣僚に提出し、その後の記者会見で「経済の基礎的条件は堅調で、悲観的な材料が見当たらない」と述べ、息の長い景気回復が続くとの認識を示しました。

しかし、稲作中心の農業を基幹産業とし、基盤が弱い中小企業の商工業者が大半を占める美郷町では、いまだに不況の底から抜け出していないのが現実です。

農業者の消費意欲は、米価の低迷による収入減と変更を重ねて方向性が見出せない農業政策により、依然低調です。

零細な商業者は、近隣市町村に乱立した大型店やディスカウント店の価格競争に巻き込まれ、疲弊し切っています。

そして、土木建築業者は、財政難と不況とともに減少した数少ない公共工事や民間工事を奪い合う状況です。

国の景気判断と個々に事情が違う地方の現実に乖離があることこそが問題です。

現在国では2010年代初等での基礎的財政収支の黒字を目指し、構造改革とともに、公共投資の削減と効率化を行っています。

しかし、これが地方の切り捨てにつながるのではないかと危惧しております。

また、経済力がない美郷町のような地方にあっては、公共工事ほど即効性のある景気浮揚対策はないと考えています。国の景気浮揚対策は、ここ数年来政治の重要課題でしたが、不良債権問題を最優先し、公共投資は二の次に置かれました。国がその責任を果たさないなら、地方が担うしかありません。本来商工業振興は、自助努力すべきものでしょう。しかし、それでは時代の流れに追いつけず淘汰される現状だからこそ、行政の積極的な政策展開が必要だと考えます。

まず初めに、町長は、美郷町の景気をどう判断し、行政がどうかかわるべきとお考えなのか、景気浮揚対策と商工業振興政策の所信をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 吉野議員のただいまのご質問にお答えいたします。

景気浮揚対策についてですが、まず、国全体の景気につきましては、5月16日に内閣府から発表された月例経済報告や5月19日に日本銀行から発表された金融経済月報において「景気は回復基調にあり、先行きについては、企業部門の好調さが家計部門に波及し、総合的に国内民間需要に支えられた景気回復が続く見込み」と報告されておりました、議員ご指摘のとおりです。

また、県については、5月10日に公表された県内経済動向調査結果によりますと、「県内経済は、依然として厳しい部分もあるものの、電気、機械など、県内主要製造業を中心に緩やかな持ち直しの動きが見られる」と分析されております。

また、景況感をあらわす全業種のD I 値を前月と比較しますと、3カ月前との業況比較、D I 値の比較は、マイナス23.7からマイナス 9.7、現在の資金繰りは、マイナス19.3からマイナス8.8と、ともに改善している状況です。

しかし、個別に見ますと、製造業では前年同月比で生産額10.7%増、受注額11.4%増で、全体で9カ月連続してプラスになっているものの、建設業の前年度同月比では受注額は22.8%減で、3カ月先の業況見通し、D I 値は、マイナス39.3からマイナス44.8と、厳しい見方にあるほか、サービス業では前年同月比では売り上げ高 3.4%減であるものの、業況見通し、D I 値は三角、つまりマイナス11.1から7.4と改善する見方となっております、議員ご指摘のとおり、県内においては、業種によって個々に事情が違うようです。

そうした状況を踏まえての町内の景気動向ですが、残念ながら、町では国や県のように直接的に景気を判断できる指標は持ちあわせておりませんが、間接的な数値を見てみますと、決算統計における普通建設事業費については、合併前の平成13年度から平成16年度までの推移では、右肩上がりの投資額になっているものの、町民税の賦課総額の状況は、反対に平成14年度から平成17年度にかけて漸減傾向になっておりました、短絡的な見方であることを前置きしながら、数値を判断しますと、公共投資は町民全体の所得にははね返りが小さい状況を示唆する結果ではないかと思っております。

一方、美郷町や大仙市、仙北市全体の3月における求人倍率の推移では、平成16年から平成18年にかけて改善されている状況にあり、また、美郷町内にある金融機関の3月における総貸出金残高を見ますと、求人倍率と同様、平成16年から平成18年にかけて伸びている状況になっております。これも短絡的な見方であることを前置きして数値を判断しますと、企業活動の観点では、全体的には回復の方向にあるのではないかとおぼせるところです。

実際、町の企業活動に目を向けてみますと、町内誘致企業におきましては、部品製造部門では 大手

自動車部品メーカーとの取り引き拡大や光学部門では携帯電話関連での需要により事業が拡大傾向にある企業もある一方、繊維、衣服製造業や鉄鋼、金属製造業では原油価格の高騰により、収益が圧迫されているとの声もあるほか、商業についても販売額が落ち込み、大変である旨の声が聞こえてきているところ。したがって、町の景気判断については、県と同様、業種によって個々に事情が違っているように思っているところです。

その上で、町の景気浮揚対策及び商工業振興政策についてですが、議員ご指摘の公共事業については、中央省庁もバブル崩壊後の景気浮揚対策として講じた国債や地方債を原資とした公共事業が国や地方の起債残高を押し上げ、現在の財政状況に至っていることに言及しておりますので、今後の景気浮揚対策として、同様に起債を原資にした公共投資に頼ったのでは、同じ轍を踏むことになり、健全財政を目指した場合、その方策は避けなければならないものと存じます。

では、どうした方策が望ましいかということになりますが、基本的に町民全体の所得が伸びることが景気浮揚の根源になりますので、まずは勤労収入が伸びるよう商工業活動に支援策を講ずるとともに、農林業収入が伸びるよう、各般の支援策を講ずることが肝要と考えております。そのため、町としては、美郷町総合計画でネットワーク化による魅力ある商業の推進や商店街活性化のための総合的支援を講ずるほか、企業間の交流促進や既存誘致企業への支援を講ずることとしております。

また、複合作物の作付拡大や地産地消の推進、畜産の振興などの政策を展開していくこととしておりますので、ご理解いただきたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 再質問ですか。

○16番（吉野久君） 1点だけ再質問させていただきますけれども、町長、景気の「気」は気持ちの「気」だそうですね。やはり、気持ちが大切だと。町長の答弁の中で起債を使った公共投資がいろいろな財政事情を悪化してきていると申し述べております。確かにそのとおりだとは思いますが、ただ、公共事業に公共投資に起債を充当するのは、将来の住民にも負担してもらおうと。それだけ大事な事業をしますよという考え方で起債を起こすわけです。必要なものであったら、起債を起こしてでもやるべきことがあると私は考えております。そこいら辺のことは、次の工業振興についての質問の中で、または再質問の中でもう一度お聞きいたしますけれども、それについてお願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 町長、答弁願います。自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問ですが、町としても起債に頼った公共事業については、議員ご承知のとおり、実施しているところでありまして、そして、その事業につきましても町として今着手しなければならないという重要な課題について町の財政を勘案しながら、全体的に積極性を持って展開しているところでありまして、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（伊藤福章君） 吉野久君。

○16番（吉野 久君） それでは、次の質問に移らせてもらいます。

次に、工業振興についてお伺いいたします。

一昔前まで国の景気浮揚対策といえば財政出動であり、公共投資でした。その波及効果は、地方の経済、雇用、消費などにも大きな影響を与えました。国の公共投資に及ばないまでも、平成18年度の美郷町での投資的経費は、継続事業を中心に、一般会計分で11億9,000万円ほどを計上し、簡易水道事業会計で9,440万円、下水道事業会計で1億8,200万円の、合計14億6,600万円ほどとなります。

しかし、例年これらの工期が年度末にかかることが多いと実感しております。冬期間の工事では除雪作業などでその効率も悪くなるでしょう。工事が年度末に集中する原因は、地方交付税が4月、6月、9月、11月の年4回に別けて入ることや、補助事業での国、県との関連に理由があると考えます。

しかし、早急な景気浮揚対策が必要との観点と、工事効率を上げる観点から、できるだけ早い時期にこれらの投資的事業を発注できないでしょうか。

また、国、県との事業採択の問題もありますが、来年度予定している投資的事業の前倒しに取り組んではいかがでしょうか。

そして、町財政を圧迫しない範囲でのまちづくりに不可欠で、合併特例債が適用される新規事業計画の必要性を私は感じておりますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） それでは、工業振興についてお答えいたします。

まず、投資的事業の早期発注についてですが、工事発注については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、毎年4月に予算額130万円を超える工事の入札時期、工事期間、工事場所など、発注見通しを公表しておりますが、その段階において可能な限り早期発注に心がけた見通しを作成しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

ただ、補助事業や交付金事業については、国、県から予算内示や補助金交付決定を受けてからの調査設計委託等に取りかかるものや、工事によっては用地買収、移転補償交渉を伴うもの、かんがい期終了後の施工など、特殊事情により工事期間が限定されるものなど、どうしても制約を受ける工事があります。どうかこうした事情にもご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、できる限り早期に工事発注できるように事務手続等に努めてまいりたいと存じます。

次に、投資的事業の前倒し実施についてですが、ご指摘のように、国や県がかかわる補助事業、交付金事業については、事務調整や予算枠状況などの問題があります。また、前倒し実施するため、起債を原資に充てる場合、平年に比べて歳入における町債の額が増加し、当該年度におけるプライマリーバ

ランスが悪化するとともに、起債の本償還が始まる年度においては、公債費が増加し、公債費比率等の財政指標が悪化するほか、その年度の予算編成において投資的経費にそのしわ寄せが行く結果となります。

したがいまして、前倒し実施については、国、県との関係のほか、今現在の観点だけではなくて、長期的視点での慎重な判断が必要となります。そういうことで、計画性を大切にしていまいりたいと存じますので、ご理解いただきたいと存じます。

それから、合併特例債による新規事業についてですが、合併特例債につきましても、その償還額の70%が普通交付税に算入されるなど、大きなメリットがあり、積極的に活用してまいりますが、反面、借金であることには変わりなく、後年度における財政硬直化に影響を及ぼしますので、見通しを持っての活用が求められます。

そうした基本認識のもと、これまで町としては、美郷町振興基金の造成や合併前に策定した新町建設計画、そして、それを包含して策定した美郷町総合計画に基づく各種道路整備、除雪機械導入に活用してきております。

また、今年度においては、教育、保育施設整備改修事業や畜産環境整備事業に合併特例債を充当するなど、起債の適債の新規事業として対応しているところですので、あわせてご理解いただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、美郷町総合計画を基本にしながら、事業の緊急度や財政環境、それから、基礎的財政収支などを考慮し、将来を見据えて適切に活用し、地域活性化に資してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 時間がありませんので、一つ意見を言って、次の質問に入らせていただきますけれども、答弁の中に新町建設計画、それから総合計画の話がありましたけれども、新町建設計画で町債を30億円見ておりました。総合計画では平成18年度の町債を20億円と見ました。実際のところ、当初予算では15億円の町債になったわけですがけれども、冒頭の質問のときに私言いましたように、景気「気」は気持ちの「気」みたいなどころがありまして、土木、建築業者にとっては、非常に今苦しい中で、またそういうような事情だということで、非常に落胆しているところもあるんじゃないかなとは考えております。

次の質問に入らせていただきます。

最後に、商業振興についてお伺いいたします。

さきに少し触れましたが、美郷町の商業を取り巻く環境は悪くなる一方だと実感しています。現在大仙市飯田付近にマックスバリューを核店舗とし、ホームック、ダイソーなどの専門店を配置して、5万

人規模の商圈対応をねらったネバーフット型ショッピングセンターを建設中です。また、美郷町と隣接する和合地域に系列大本のイオン株式会社が敷地面積10万5,000平方メートル、建設面積2万6,000平方メートルの大商圈対応型スーパーセンターを計画し、今まさに着工を待つばかりとなっています。

このスーパーセンターが完成すれば、大曲、仙北広域圏の商業地図は一変します。その中で、一番影響を受けるのが隣接した旧六郷地域の脆弱な商店街でしょう。

県の商業統計調査では、美郷町の商店数は、平成9年に旧千畑で80店舗、六郷で181店舗、仙南で90店舗ありました。しかし、平成16年には旧千畑が74店舗、六郷が144店舗、仙南が75店舗に減少し、旧六郷地域が一番高い減少率となっています。

中心市街地の衰退は、町の歴史、文化の崩壊につながると言われています。

また、商店の閉店で最も多く聞く声が高齢者世帯での買い物の不便さです。今後美郷町の人口構成が高齢化に向かう中で、中心商店街が果たす役割は大きなものがあります。仮にその中心商店街が壊滅したなら、町としての機能が働かないと考えます。

平成18年度事業では、地元産品の消費拡大、購入拡大を進める地販地消推進事業を行います。大いに期待する事業ですが、今年度事業は、条例制定で終了します。条例制定後の具体策をどうするのか、その成果をどう考えているのか。この事業の展望をお伺いいたします。

また、美郷町に先駆けて合併した商工会では、平成17年9月に美郷町商品券を発行しました。過去に旧仙南や六郷で行われた事例のように、商業振興策としてこの商品券を町の事業で有効活用すべきと考えますが、町の方針をお伺いいたします。

そして、旧六郷町時代から取り組んできた中心市街地活性化事業は、街なみ環境整備事業を残すのみとなりました。しかし、現在の商工環境を勘案すれば、新たに中心市街地活性化協議会を設立し、事業計画を策定しての第2次中心市街地活性化事業が不可欠と考えますが、町長の政策をお伺いいたします。

最後に、合併後のまちづくりには、その地域地域の歴史や文化、産業などの特性を生かした政策が必要と考えています。

また、町長が目指す地域融和のためには、美郷町民が集えるまちづくりの核を形成する戦略も必要と考えています。

国もまちづくり三法の見直しによりやく着手しました。大店法を規制緩和した大店立地法は別として、中心市街地活性化法は、本来中心市街地が持つべき多様な機能の集積促進や居住人口の増加促進を図り、広くまちづくりを主眼としたものに改正されました。

また、先般中心市街地の空洞化を勘案して、大型店の郊外立地を原則禁止する改正都市計画法も成立しました。今後のまちづくりにこのまちづくり三法をどう生かすのか、町長の所信をお伺いいたしま

す。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、地販地消推進事業についてですが、平成17年2月の消費者動向調査によりますと、地元購買率は、地区ごとの数値ですが、千畑地域で最寄り品5%、買い回り品2%、六郷地域では最寄り品21.5%、買い回り品6.8%、仙南地域では最寄り品42.8%、買い回り品14%となっており、近隣市への流出率が高いことが示されております。

近隣市に流出しているこうした消費動向を農産物を含む地元産品や衣食住にかかわる各種販売品などで何とか地域内で購入、消費してもらうよう地販地消推進事業を展開したい考えです。

具体的には、消費ニーズに基づいた販売手法や品ぞろえなどについて商業者意識を啓発すること、地元の消費拡大が地域の活力向上に寄与することを消費者である住民の方々に理解していただき、具体的な消費行動につなげることを目的に意識啓蒙に向けて条例制定したいほか、具体的な取り組みとして、関係団体の方々に委任・委嘱し、美郷産品や商店街等の魅力創出や啓蒙などについて検討し、それぞれの立場の住民の方々がみずから考え、みずから行動していくよう、活動展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、こうした取り組みの中で、地元の消費者が認める誇れる美郷産品については、地域内流通に加えまして、都市部への売り込みなど、新たな事業展開も期待するものです。

次に、町事業での商品券有効活用についてですが、美郷町商工会によりますと、美郷町商品券事業振興会へ加入されている店舗等は、178団体で、全体の27%にとどまっている状況のようです。また、昨年9月に発行した商品券は、ことし3月末までで約1,800枚が活用されていると伺っておりますが、内約130枚は、町で利用させていただいております。

今後各種イベント時の商品活用を検討するとともに、第三セクターの実施するイベントでの活用に協力要請を行うなど、配慮してまいりたいと存じますので、商工会関係者におきましても加入商工会員を増加させ、利用者がより利用しやすい環境になるよう努めていただきたいと思います。

また、町外への消費流出に歯どめをかけ、地元購買率を向上させるためにも、今後実施する地販地消推進事業の取り組みでもその活用について検討してまいりたいと存じます。

それから、第2次中心市街地活性化事業についてのご質問ですが、今般のまちづくり三法の改正と密接に関連いたしますので、まず初めに、まちづくり三法の生かし方についてのお答えさせていただきます。

まちづくり三法は、議員ご承知のとおり、平成10年に中心市街地の再生を目指して制定された中心市

街地活性化法、改正都市計画法、大規模小売り店舗立地法の3法を指しておりますが、ことしで制定から8年目を迎えたことから、まちづくり三法のうちの中心市街地活性化法と改正都市計画法の見直し法案が今国会に提案され、5月24日、まず改正都市計画法が可決成立し、5月31日には中心市街地活性化法改正案も可決成立しております。

具体的には、都市計画法の改正では1万平米を超す大規模集客施設の立地可能な用途地域が大幅に縮小され、原則として近隣商業地域、商業地域、準工業地域に限定されたこと、さらに、規制の空白地域であった農地への出店も規制されたこと。一方、まちづくりに影響の大きい病院、福祉施設、学校などの公共施設の開発は、許可対象となりまして、結果として、大規模集客施設の郊外立地に一定の歯どめがかかる内容になっております。

中心市街地活性化法については、ダイナミックな改正が行われまして、国による選択と集中を強化するため、内閣に中心市街地活性化本部を設置し、市町村の基本計画の認定を行うとともに、意欲的な自治体に対して支援措置を拡充して、大幅な支援をすることになっております。

また、これまでまちづくりの中心的な役割を担ってきたTMOは、発展的に改組され、それにかわる組織として中心市街地活性化協議会が法定化され、基本計画策定の際にさまざまな参加者の意見を反映させる仕組みが設けられるようになります。

今回の改正の特徴は、規制緩和の流れを転換し、明確に郊外開発規制を打ち出したこと、商業問題に偏っていた従来の中心市街地活性化政策を改め、都市機能の集積や町中居住の促進策にも目配りしたことにありますので、美郷町としては、こうした趣旨をきちんと理解した対応を検討してまいりたいと存じます。

その上で、第2次中心市街地活性化事業についてですが、旧六郷町の六郷町中心市街地活性化基本計画は、にぎわいや商業活動等の総合的な衰退が見られる中心市街地の特定地区を中心として、生活に根差したさまざまなサービスを提供できるアメニティー空間を創造するため、また、地域資源を掘り起こし、地域の魅力を再構築するため、そして、それを担うTMOを育成するため、六郷町まちづくり委員会が検討を加え、平成11年に策定したものです。計画期間は、平成20年までで、美郷町がそれを継承している状況になっております。

町の総合計画では、商店街活性化のための総合的支援として、中心市街地が活性化するための支援を位置づけているところですが、旧六郷町から美郷町へ地域の広がりや形成されたことに加えまして、法律も改正されたことから、既存の中心市街地活性化基本計画の見直しや変更について検討が必要であると考えているところです。

町としては、まずは国、県より今般の法律改正に基づく具体の情報を収集するとともに、今後詳細な内容がわかり次第、関係機関と連携を図りながら、基本計画の見直しや変更について検討を進めてまい

りたいと考えております。

いずれにいたしましても、こうしたまちづくり三法の改正を踏まえまして、地域の特徴や特性を踏まえながら商工会や民間企業などと協調し、長期的な視点で行政と住民が一体となった中心市街地のあり方や美郷町のまちづくりを考えていきたいと存じますので、ご理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 吉野 久君。

○16番（吉野 久君）時間が来ましたので、終了いたします。

最後の質問につきましては、また別の機会にいろいろ提案させていただきたいと思ひます。終わります。

○議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君の一般質問を終わります。